

厚岸町選挙管理委員会告示第49号

地方自治法第74条第4項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月20日

厚岸町選挙管理委員会委員長 木村吉男



記

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 50分の1の数 | 169人(169.00) |
| 2 | 3分の1の数 | 2,811人(2,811.00) |
| 3 | 6分の1の数 | 1,406人(1,406.00) |